

「住宅用火災警報器」

全ての一般住宅に設置義務があります
設置及び定期的な点検を実施しましょう

10年が
交換の目安

家族を守る 火災予防の 最前線！

逃げ遅れ防止

火災を早期発見

住宅に安心・安全を



高知家消防ネット
高知県公式消防ポータルサイト



火災による死者
の半数は逃げ遅れ！

住宅用火災警報器は『全ての住宅への設置が義務』となっています

戸建住宅、店舗併用住宅、共同住宅、アパート、寄宿舍など全ての住宅が対象です。既に設置している場合も、電池の寿命は、長いもので10年です。電池が切れたことに気づかず放っておくと火災が発生した時に作動しないので、定期的に作動確認を実施してください。

※ただし、すでに自動火災報知設備やスプリンクラー設備が設置されている場合は、免除される場合があります。

住宅用火災警報器の設置場所

1階建て



2階建て

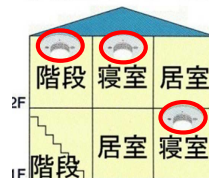
●寝室：1Fのみ



●寝室：2Fのみ



●寝室：1F・2F



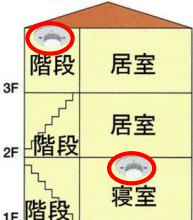
警報器を設置する必要がなかった部屋で居室(7㎡)が5以上ある場合



3階建て

住宅用火災警報器
設置場所

●寝室：1Fのみ



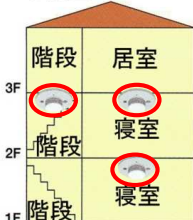
●寝室：2Fのみ



●寝室：3Fのみ



●寝室：1F・2F



●寝室：1F・3F



●寝室：2F・3F



●寝室：1F・2F・3F



Q：どこで購入するの？

家電量販店やホームセンターで購入することができます。

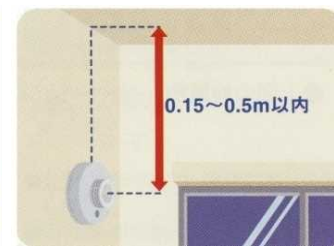
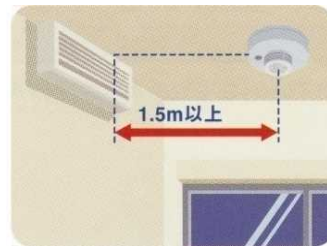
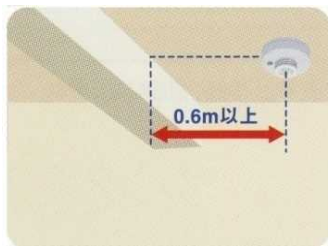
※「検定マーク」の付いたものを購入してください。

【機器の例】



住宅用火災警報器を設置する場合の注意点

※以下のとおり設置していない場合、機器が正常に作動しない場合がありますので注意してください。



◎天井へ付ける場合

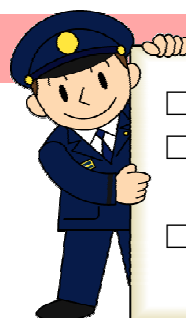
◎天井にはりがある場合

◎エアコンがある場合

◎壁へかける場合

住宅用火災警報器は『命の見はり番』

- ◎ 住宅火災で亡くなった方の多くは、就寝中の逃げ遅れによります。
- ◎ 住宅用火災警報器を設置することで、火災を早期に発見できることから、大切な家族の命を守ることに繋がります！
- ◎ 住宅用火災警報器の交換は10年が目安とされていますが、電池寿命が短いものもあります。電池が切れている場合は、火災を感知できません。



- 設置場所を再確認
- 購入から10年を目安に交換!
- 日頃から定期的に作動点検!

【お問合せ先】

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県危機管理部 消防政策課
[TEL] 088-823-9098 [FAX] 088-823-9253 [Mail] 010301@ken.pref.kochi.lg.jp



※高知県は「高知県女性防火クラブ連絡協議会」と連携して、住宅用火災警報器の設置を推進しています。

消防政策課HP